

神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会

第45回「地域密着型サービス運営委員会」

資料2

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の募集  
方針について

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の令和5年度募集方針について

### (1) 前提

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス（以下「定期巡回サービス」という。）は、高齢者が中重度の要介護になっても住み慣れた地域で在宅生活を継続する可能性を高めるものであり、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う重要なサービスとして、より推進が必要。
- ・本市では、平成24年度の定期巡回サービスの創設時より公募による整備促進を実施。第8期介護保険事業計画にも、「日中・夜間を通じて、定期巡回訪問と随時対応を行うサービスとして、整備拡大を図ります。」と記載。
- ・令和6年度より、更なる整備拡大を図るため、公募制から指定更新制に移行。

### (2) 整備状況

- ・令和5年3月1日時点、市内20事業所が開設済。
- ・第8期介護保険事業計画期間中、令和3年度は、灘・兵庫・北・西区で募集を行い、灘・西区で選定。令和4年度は、東灘・兵庫・須磨・垂水区で募集を行い、東灘・兵庫・垂水区で選定。
- ・令和5年4月1日付で、東灘・兵庫・垂水区にて1事業所ずつ新規開設予定であり、市内定期巡回サービス事業所は合計23になる予定。

<令和5年4月1日時点（予定）>

- |                            |
|----------------------------|
| 4事業所ある区：西区                 |
| 3事業所ある区：東灘区・垂水区・北区         |
| 2事業所ある区：灘区・中央区・兵庫区・長田区・須磨区 |

### (3) 令和5年度の募集方針案

- ・要介護認定者数が多く、事業所整備の必要性が高い北・長田・須磨・垂水区にて1事業所ずつ募集し、追加整備する。
- ・指定区域は、行政区とする。但し、既存事業所が所在するあんしんすこやかセンター圏域外に事業所を置くものとする。
- ・指定期間は指定日から6年間（更新有）。

### (4) 応募事業所の選定方法について

公募による事業者の募集・選定については、別途福祉局内に、外部委員を含む非公開の選定委員会を設置し、選定を行う。

(構成)

外部委員	(分野)	学識経験者 ケアマネジャー 医療関係者 地域住民 被保険者 弁護士・公認会計士
行政		

(5) スケジュールについて

令和5年(2023年)

- 3月 地域密着型サービス運営委員会  
指定区域・指定期間・公募事業所数・選定委員会設置の承認
- 6月 (第1回) 選定委員会：募集要項、採点基準の決定
- 7月 募集開始
- 8月上旬 募集締切  
事業者へのヒアリング・現地確認等
- 9月上旬 (第2回) 選定委員会：採点・選定

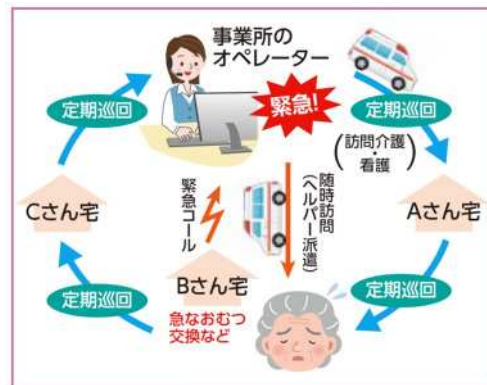
令和6年(2024年)

- 1月上旬 事業者による指定申請書類提出
  - 3月1日～ 事業者指定・サービス提供開始
- (事業所の判断で補助金が不要の場合  
は前倒し可能)

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について

### 1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス(以下「定期巡回サービス」という。)は、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期の巡回訪問と随時の対応を行うサービス。
- ・ 1日複数回の訪問により、利用者の日々の心身の状況の把握が可能。
- ・ 介護報酬は、一月単位の包括報酬。
- ・ 次の2つの類型を定義。
  - ① 1つの事業所で訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する「一体型事業所」
  - ② 事業所が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型事業所」



24時間対応型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)のイメージ

### 2. 現在の整備状況

指定区域	事業所名	法人名	事業形態	指定	指定期間満了日	R5年1月利用者数
				年月日		
東灘	住吉定期巡回・随時対応型訪問介護看護センター	(福) 神戸老人ホーム	連携型	H25.1.1	R6.3.31	17名
	やさしい手東灘定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(株)やさしい手	連携型	H31.2.1	R6.3.31	3名
灘	うみのほし定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(福) 神戸海星会	連携型	H26.1.1	R7.3.31	13名
	コウダイケアコールセンター灘	コウダイケアサービス(株)	連携型	R4.4.1	R10.3.31	6名
中央	コウダイケアコールセンター	コウダイケアサービス(株)	一体型 連携型(一部)	H25.1.1	R6.3.31	23名
	ぷらすてっぷ定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(株) ポジティブ	一体型 連携型(一部)	R3.4.1	R9.3.31	64名
兵庫	コウダイケアコールセンター兵庫	コウダイケアサービス(株)	連携型	H26.1.1	R7.3.31	18名
北	なでしこ藤原台	(福) 恩賜財団済生会支部兵庫県済生会	連携型	H25.1.1	R6.3.31	21名
	さくらホーム定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(福) やすらぎ福祉会	連携型	H27.4.1	R8.3.31	17名
	コウダイケアコールセンター神戸北	コウダイケアサービス(株)	一体型	R2.4.1	R8.3.31	4名

指定区域	事業所名	法人名	事業形態	指定	指定期間満了日	R5年1月利用者数
				年月日		
長田	高齢者ケアセンターながたホームヘルプサービス	(福) 神戸福生会	連携型	H25.1.1	R6.3.31	8名
	訪問介護事業所 かなえ場	(株) Happy	連携型	R2.4.1	R8.3.31	15名
須磨	駒どり巡回サービス	(福) 駒どり	連携型	H26.1.1	R7.3.31	24名
	駒どり巡回サービス須磨南	(福) 駒どり	連携型	H31.2.1	R6.3.31	6名
垂水	エルフあんしんセンター・垂水	(株) エルフ	連携型	H26.1.1	R7.3.31	21名
	オービーホーム定期巡回	(福) 丸	一体型 連携型(一部)	H31.4.1	R6.3.31	19名
西	やさしい手持子定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(株) やさしい手	連携型	H25.1.1	R6.3.31	8名
	定期巡回サービス サンビラこうべ	(社) 恩徳福祉会	一体型	R2.4.1	R8.3.31	11名
	ケアサポート ゆめハウス	(有) ヒールライフ	連携型	R4.2.1	R10.1.31	1名

#### (参考)兵庫県における定期巡回サービス整備

兵庫県は、第8期介護保険事業支援計画において、「看護小規模多機能居宅介護事業所の推進と合わせて、2030(令和22)年までに各市町の概ね日常生活圏域(中学校区単位)に相当する圏域に1か所(県内約300)を目標に整備を進めていく」と記載。

※兵庫県内の定期巡回事業所数：82事業所（令和5年1月現在）

#### (参考)兵庫県定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者連絡会の発足

神戸市内のサービス事業所が中心となり、平成29年9月に「神戸市定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者協議会」が発足し、サービスの普及・啓発を推進してきた。

更に、平成30年9月に兵庫県内の事業者による「兵庫県定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者連絡会」が発足。神戸市域だけではなく、県全体でサービスの普及・啓発に向けた取り組みを推進。

なお、現在「神戸市定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者協議会」は、「兵庫県定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者連絡会 神戸支部」として運営している。

平成24年7月17日

保健福祉局長決定

令和2年4月1日

福祉局長決定

## (趣旨)

第1条 神戸市が定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する事業者を公募選定するにあたって、中立性・公平性を確保するため、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者選考に関する審査基準」（以下「審査基準」）をもとに専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、「神戸市定期巡回・随時対応型訪問介護看護公募指定に係る公募選定委員会」（以下「委員会」）を開催する。

## (委員)

第2条 委員会に参加する委員は、学識経験者をはじめ、ケアマネジャー、医療関係者、地域住民、介護保険被保険者、弁護士・公認会計士及び市関係職員のうちから、市長が委嘱する。

2 前項の規程により委嘱する委員の人数は、9名以内とする。

3 委員の任期は1年とし、再任は妨げないものとする。（会長の指名等）

第3条 福祉局長（以下「局長」）は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

## (委員会の非公開)

第4条 委員会において、神戸市情報公開条例第10条第4項に該当すると認められる情報について意見交換を行うため、委員会は、これを非公開とする。

## (選定基準)

第5条 審査基準については別表によるものとする。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は福祉局介護保険課が行う。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に必要な事項は福祉局長が定める。

附 則（平成24年7月17日決裁）

この要綱は、平成24年7月17日から施行する。

附 則（令和2年4月1日改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## < 1 > 補助制度 ※令和 5 年度予定単価

### (1) 開設に関する補助金

#### ① 「開設準備経費補助金 (ソフト)」

- ・ 対象経費：事業所開設時の人件費、設備費、システム・端末費及び設置費等
- ・ 補助額：1 事業所あたり 14,000 千円 (上限額)
- ・ 負担割合：兵庫県 10/10

#### ② 「施設整備費補助金 (ハード)」

- ・ 対象経費：建築費・改修費
- ・ 補助額：1 事業所あたり 5,940 千円 (上限額)
- ・ 負担割合：兵庫県 10/10

### (2) 運営に関する補助金

#### ① 「定期巡回サービス事業者参入促進事業」

- ・ 補助対象：新たに定期巡回サービスを実施する事業者
- ・ 補助対象経費：
  - 利用人数が 21 人未満の月に支出した人件費から定期巡回サービスに係る介護報酬収入及び利用者収入等を差し引いた額の合計額
- ・ 補助基準額：

区分	上限額
単独事業所の場合	11,448 千円
特養・老健併設の場合	10,494 千円
サービス付き高齢者向け住宅・有料併設の場合	5,724 千円

※補助対象経費と補助基準額のいずれか低い額

- ・ 補助期間：1 年間
- ・ 負担割合：県 1/2、市 1/2

#### ② 賃料補助

- ・ 補助対象：新たに定期巡回・随時対応サービスを提供する事業者で、事務所を賃貸借契約に基づき借り受けている事業者
- ・ 補助額：2,520 千円を上限とする (3,780 千円×2/3)
- ・ 補助期間：サービス開始から最長 3 年間
- ・ 負担割合：神戸市 1/3、兵庫県 1/3、事業者 1/3

③定期巡回サービス訪問看護充実支援補助事業

定期巡回サービスへの訪問看護ステーションの参入を促進するとともに、訪問看護の利用回数が多い対象者の利用拡大を図るため、要介護3以上の利用者に対して一定回数の訪問看護サービスを行った場合、一定額を補助する。

・補助単価

要 介 護	補助基準額	訪問回数
3	3,000	4回
	11,000	5回
	19,000	6回以上
4	3,000	4回
	11,000	5回
	19,000	6回
	27,000	7回以上
5	3,000	5回
	11,000	6回
	19,000	7回
	28,000	8回以上

補助率：兵庫県 3 / 4 神戸市 1 / 4